

○ 訪日外国人旅行者の来訪が特に多い観光地等において、公共交通機関の駅等から個々の観光スポットに至るまで、ICTも活用して、多言語案内標識や無料エリアWi-Fiの整備、域内の小売・飲食店を挙げたキャッシュレス決済対応等のまちなかにおける面的な「まるごとインバウンド対応」や、これらと一体的に行う外国人観光案内所の機能強化等を集中的に支援し、「まちあるき」の満足度の向上を目指す。あわせて、観光地の災害等の非常時の対応能力の強化を図る。

**A まちなかの周遊機能の強化
(まるごとインバウンド対応)**

補助率 2分の1

- ①多言語表示の充実・改善
- ②エリア無料Wi-Fiの整備



③飲食店、小売店等も含めた地域における多言語対応、先進的決済環境の整備



④トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上



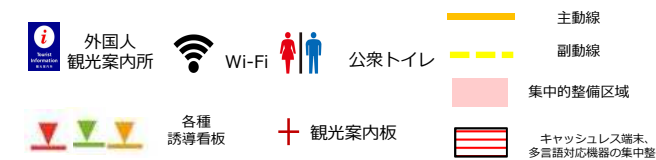
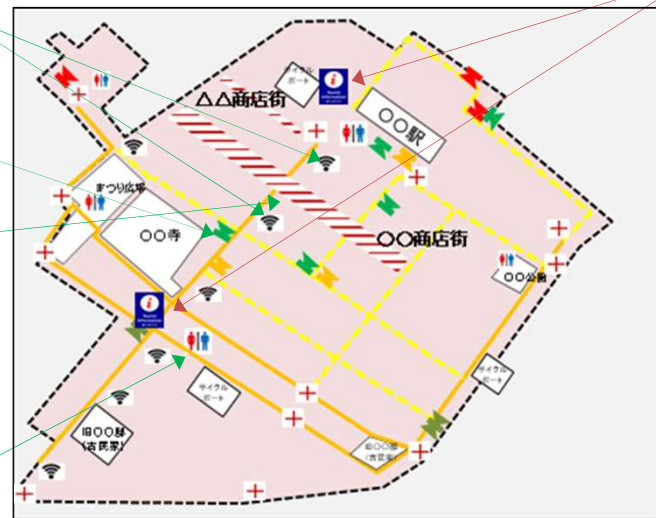
⑤観光スポットの段差の解消



⑥非常時情報発信機能の整備



地域の観光スポットに基づいた散策エリアと一体的整備イメージ



実施要件

- ・Aを1つ以上実施した場合、Bの事業も整備可能
- ・Cについては、メニュー単独での整備可能

地域要件

- 以下を含む、訪日外国人旅行者の来訪が特に多い、又はその見込みがある観光地として観光庁が指定するもの
- 訪日外国人旅行者の評価が既に高い観光地
 - 重要な文化財や国立公園が所在する地域
 - 国際的なイベント・会議の開催等により、訪日外国人旅行者の来訪が多く見込まれる観光地

B 観光地のゲートウェイとしての外国人観光案内所等の機能の強化

補助率 2分の1

- ⑦外国人観光案内所
- ⑧観光拠点・情報交流施設

○情報発信機能の強化



○訪日外国人旅行者への対応力の強化



○外国人観光案内所等の情報提供基盤の強化



- 地域におけるコト消費促進のための環境整備等

○非常時の対応能力の強化



- 非常用電源装置の整備
- 情報端末への電源供給機器等の整備

事業主体

- 整備計画主体
 - (1) 市区町村
 - (2) 都道府県
 - (3) 観光地域作り法人(DMO)
- 補助対象事業者
 - (1) 地方公共団体(港務局含む。)
 - (2) 民間事業者
 - (3) 航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者
 - (4) 協議会等

募集期間

整備計画及び個別事業要望書の募集期間
令和2年4月1日(水)～7月31日(金) 17時必着

○訪日外国人旅行者の来訪が特に多い「道の駅」等において、ICTも活用して、多言語案内や無料エリアWi-Fiの整備、キャッシュレス決済環境の整備、外国人観光案内所の整備等を集中的に支援する。

主な整備事業

①多言語案内の整備



■二次元コードも活用した多言語案内標識



■デジタルサイネージの整備



■HP・コンテンツ作成
■案内放送の多言語化
■掲示物等の多言語化



■多言語音声ガイドの整備



■AI・チャットBotの整備

②無料Wi-Fiの面的整備



■多言語翻訳システム機器の整備
■多言語翻訳用タブレット端末の整備



③多言語対応・先進的決済環境の整備



■先進的な決済環境の整備
■免税店電子化対応環境の整備



■多様な宗教・生活習慣への対応力の強化

④公衆トイレの洋式便器の整備及び清潔等機能向上



⑤段差の解消



⑥外国人観光案内所等の整備・改良



■地域におけるコト消費促進のための環境整備



■非常用電源装置の整備
■情報端末への電源供給機等の整備 等



各種誘導看板
 観光案内板
 Wi-Fi
 キャッシュレス端末、多言語対応機器の整備
 公衆トイレ
 外国人観光案内所

要件 ①又は②かつ③の要件を満たす「道の駅」を対象とする。

①訪日外国人旅行者の来訪が特に多い又はその見込みがあること。
 ②地域、民間事業者との連携等により訪日外国人旅行者の誘客に高い効果が見込まれる意欲的な取組が行われている又はその予定があること。
 ③以下の整備項目を全て実施（実施済みの整備項目がある場合は、当該整備項目以外の全てを実施）すること。
 ・多言語対応（外国人観光案内所（日本政府観光局により認定されている又は認定の見込みがあるものに限る。）が整備されている。）がなされていること。
 ・キャッシュレス決済環境が整備されている、又はその予定があること。

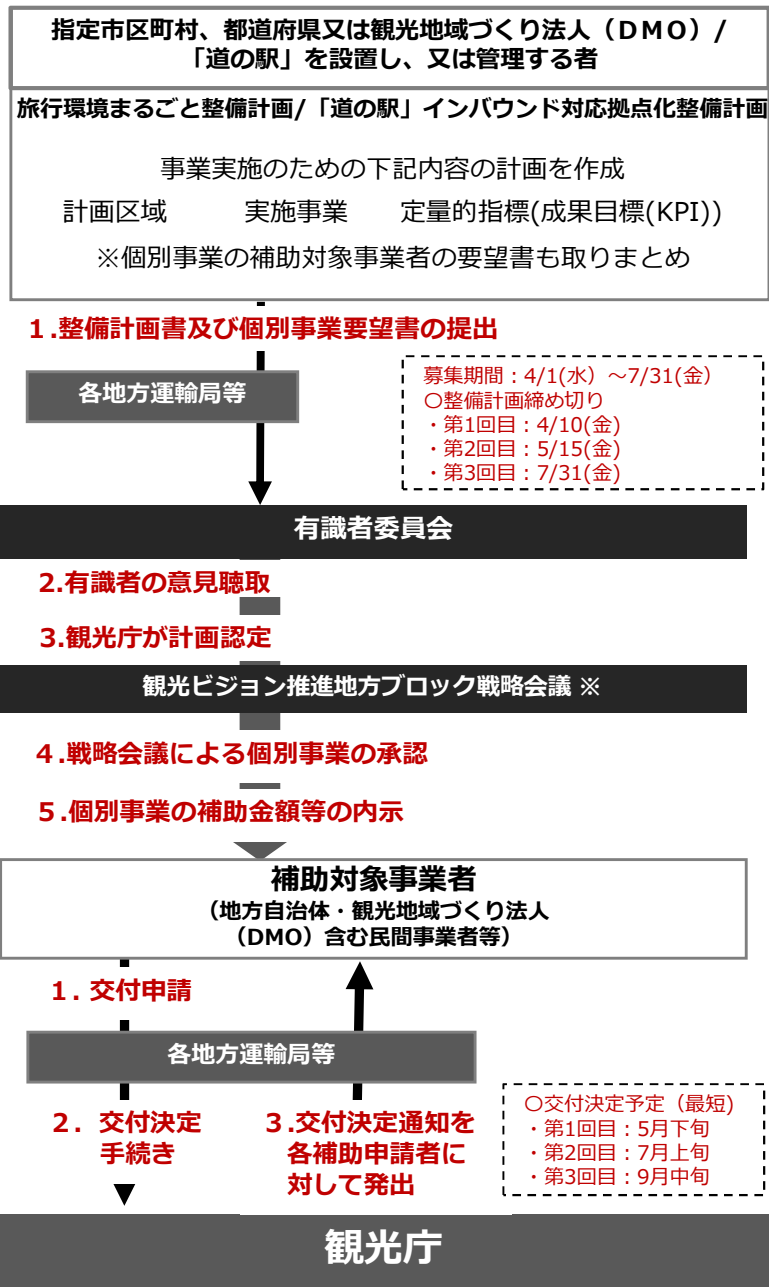
補助率 2分の1

事業主体 (1) 地方公共団体（港務局を含む。）
 (2) 民間事業者
 (3) 航空旅客ターミナル施設を設置し、又は管理する者
 (4) 協議会等

募集期間等 整備計画及び個別事業要望書の募集期間
 令和2年4月1日(水)～7月31日(金) 17時必着

整備計画の認定・内示手続

補助事業
交付手続



■申請スキーム

指定市区町村等が単独又は共同で、指定市区町村に係る観光地ごとに旅行環境まるごと整備計画（以下「整備計画」という。）を作成。

／「道の駅」を設置し、又は管理する者が、当該「道の駅」の所在する市町村又は観光地域づくり法人(DMO)*と協議して、当該「道の駅」ごとに「道の駅」インバウンド対応拠点化整備計画（以下「整備計画」という。）を作成。

同時に、個別事業の補助対象事業者は、要望書を作成。

1. 計画作成者は、地方運輸局等を経由し観光庁に整備計画と個別事業の要望書を提出
2. 精査が完了した案件について、観光庁が外部有識者の意見聴取
3. 観光庁が支援対象とする整備計画を認定
4. 観光ビジョン地方推進ブロック戦略会議が個別事業の要望を承認
5. 地方運輸局等を通じて個別事業の補助金額等の内示

※計画書の募集期限より、6週間程度

*DMO又はその候補として観光庁長官の登録を受けた法人であって当該「道の駅」の所在する市町村の区域において事業を行うもの

補助対象事業者は、補助事業に関わる交付申請書を作成

1. 補助申請者は、地方運輸局等に交付申請書を提出
2. 観光庁が交付決定手続きを実施
3. 観光庁より、交付決定のあったものに対し、交付決定通知を各補助申請者に対して発出（交付申請書提出より、1～2週間程度）

※ 観光ビジョン推進地方ブロック戦略会議：「明日の日本を支える観光ビジョン」の目標の実現に向け、全国10ブロックにおいて地方整備局、地方運輸局等が中心となり、国の他の出先機関や知事・政令市長、地元経済界の代表等を交えて地方ブロック戦略について意見交換を行う